

【「わが村は美しく－北海道」運動 第12回コンクール 応募要領】

コンクールの趣旨

このコンクールは、自然的・社会的・歴史的に特徴のある景観を形成してきた北海道の農山漁村がより「美しく」あるため、地域の魅力と活力を高めようとする住民主体の活動を見出し、これを広く発信し、波及させていくことによって、農山漁村の振興に寄与することを目指します。

募集対象

北海道の農山漁村において、農林水産業の生産活動との関わりを持ち、地域住民が主体となって、次に示す要素のいずれかを含んで地域活性化に取り組む活動を対象とします。

- ・**景 観**：生産と生活に根ざした景観の形成
- ・**地域特産物**：地域で生産される農林水産物を活かした特産物づくり
- ・**人 の 交 流**：地域内交流の活発化や都市住民等地域外との交流

「活動の参考例」

- 地域をあげて景観緑肥による土づくりに取り組むことによって、安全・安心な農作物を生産し、特産品化に繋げている。
- 就労継続支援事業所などから、精神・知的障がいを持つ利用者を施設外就労として受け入れ、作物生産や加工品の製造・販売を通年で行っている。
- 間伐材を利用した製品の製造・販売を行いながら、地域の森林資源を守り地元の雇用も創出している。
- 地域の景観を形成している地場産の農林水産物を主材料として、生産者と商工会等が共同で新たな商品開発に取り組み、地元の農山漁村景観や農林水産物の良さを発信している。
- 生産活動によって作られる農山漁村景観と農林水産物を結びつけて、消費者や子供達との体験型の交流活動を行い、農林水産業と農山漁村の良さを伝えている。
- 学校の活動で生徒自ら生産した農畜産物を用いて、食品の加工製造に取り組み、地域の商工会などと連携し、まちの活性化に影響を与えている。

応募資格

募集対象に該当する取組を連携して行っている複数（2つ以上）の団体で構成するチームを対象とします。

チームの構成は以下の条件を満たす必要があります。

- ① 団体には、任意団体、NPO法人、協同組合、商工会・商工会議所、学校、企業等を含みます。ただし、家族経営の法人及び個人事業主の企業は、団体として扱いません。
- ② 一過性の取組のみを行っている活動は除きます。
- ③ 地方公共団体が主となるチームは除きます。
- ④ チームの活動範囲が複数の市町村にまたがる場合も対象とします。

※なお、次のような団体を含むチームの応募は認められません。

1. 暴力団そのもの又は暴力団やその統制下にある団体。
2. 宗教活動や政治活動を主なる目的とする団体。
3. 特定の公職の候補者や政党を推薦し、支持、またはこれらを反対することを目的とする団体。
4. その他、公序良俗に反する団体。

賞について

金 賞 先導性、モデル性の高い活動を選考。

銀 賞 優秀な活動を選考。

銅 賞 将来性や継続性が期待される活動を選考。

審査基準

次の審査項目に基づき「景観」、「地域特産物」、「人の交流」の3つの要素との関わりを含め、総合的に評価します。

- ① 農林水産業の生産活動との関係性
- ② 目的及び理念
- ③ 継続性・持続性
- ④ 地域住民の理解の度合い
- ⑤ 個性・独創性
- ⑥ 地域活性化への効果

審査方法

- 学識経験者等で構成する「審査委員会」が、応募用紙の記載内容や応募チーム代表者等とのオンライン面談による聞き取り調査を踏まえて、審査・選考を行います。

応募方法及び応募先・募集期間

応募用紙に必要事項を記入（入力）し、北海道開発局ホームページからのご応募か、応募チームの所在地を管轄する各開発建設部土地改良情報対策官に送付又は持参にてご応募ください。応募用紙は北海道開発局のホームページから入手できます。

詳しくは北海道開発局のホームページ
または各開発建設部土地改良情報対策官
にお問合せください。

コンクールの詳細は
こちらのQRコードから



- 募集期間：令和8年1月28日（水）
から令和8年5月29日（金）まで

留意事項

- 応募用紙及び添付写真等については返却できませんのであらかじめご了承ください。
- 応募用紙の記載事項・添付写真等については、本運動の幅広いPRのための印刷物、ホームページ等への掲載及びSNSへの投稿に使用することを予定していますので、あらかじめご了承ください。
- 審査委員と応募チーム代表者等とのオンライン面談の所要時間は概ね1時間以内を予定していますので、ご協力をよろしくお願いします。
- 審査委員会の日程については事前に連絡いたしますので、ご協力をよろしくお願いします。
- 審査に当たり応募資料に虚偽又は受賞者としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、表彰を取り消すことがあります。